ＣＰＳＡ　００４５

乳幼児用移動防止さくの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認 54 産第 1875 号・昭和 54 年 5 月 15 日
通商産業大臣改正承認 61 産第 3177 号・昭和 61 年 7 月 10 日
財団法人製品安全協会改正・23 安全業Ｇ第 170 号 2012 年 3 月 8 日

財団法人　製品安全協会

序文

この認定基準及び基準確認方法は、財団法人製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会で改正し、WTO/TBT 協定　附属書３に基づく海外通報手続を経た上で、制定された製品安全基準とその評価方法である。この認定基準及び基準確認方法は、適合性評価手続き（ＳＧマーク制度）の適用を受けるものであって、製造物責任法等のいかなる他法令の適用が除外されるものではない。

財団法人製品安全協会は、この認定基準及び基準確認方法の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起すると共に、これらの知的所有権出願に係わる確認について責任はもたない。

乳幼児用移動防止さくの専門部会　委員

敬称略　（五十音順）

部会長	加藤　忠明	国立成育医療研究センター
委員	赤井　尉浩	一般財団法人　日本文化用品安全試験所
	石迫　立壮	株式会社　日本育児
	小川　知来	株式会社　野中製作所
	菊地　貴幸	株式会社　アガツマ
	佐藤　博明	日本トイザらス　株式会社
	高野倉　雅人	神奈川大学　工学部　情報システム創成学科
	竹内　貞民	全国ベビー＆シルバー用品連合会
	田中　進	コンビ　株式会社
	新村　陽子	財団法人　日本消費者協会
	新美　健太郎	株式会社　カトージ
	畠山　孝	独立行政法人　製品評価技術基盤機構

関係者　矢島　敬雅　経済産業省　商務情報政策局　商務流通ｸﾞﾙｰﾌﾟ製品安全課
　　　　江川　邦雄　経済産業省　商務情報政策局　生活文化創造産業課日用品室

（事 務局）　財団法人製品安全協会　業務グループ
110-0012　東京都台東区竜泉 2-20-2　ミサワホームズ三ノ輪
管理グループ　TEL 03-5808-3300　FAX 03-5808-3305
業務グループ　TEL 03-5808-3302　FAX 03-5808-3305
ＰＬセンター　TEL 03-5808-3303　FAX 03-5808-3305

乳幼児用移動防止さくの認定基準及び基準確認方法

Approval Standard and Standard Protective Fence for Infant

１．基準の目的

この基準は、乳幼児用移動防止さくの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害の防止及び生命の安全を図ることを目的とする。
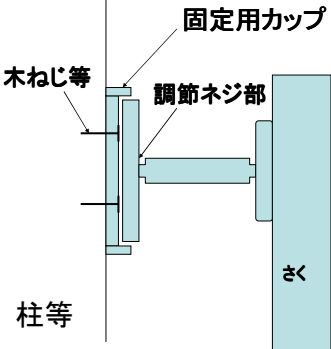
２．適用範囲
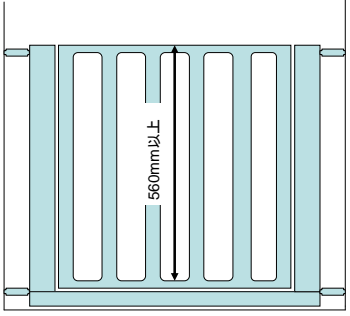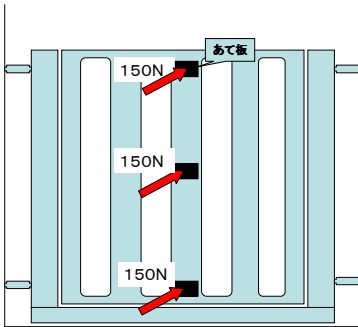
この基準は、生後24か月以内の乳幼児が室内、廊下、階段等への移動を防止することを目的とした、一般家庭の家屋に取り付けて使用する乳幼児用移動防止さく（以下「さく」という。）について適用する。

３．安全性品質
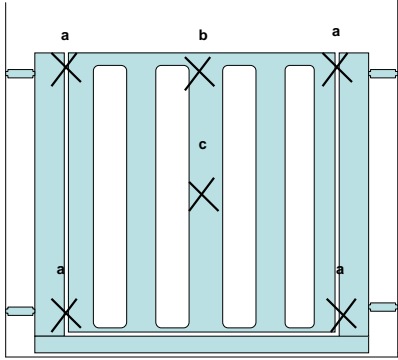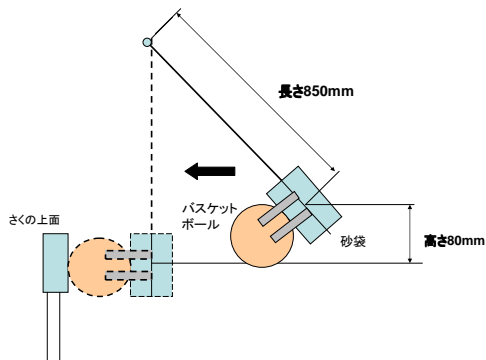
さくの安全性品質は、次のとおりとする。

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
1. 外観及び構造	1.　さくの外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、身体が触れる部分には傷つけるおそれのある、ばり、とがり、角部等がないこと。 (2) 組み立て及び取付けは容易かつ確実にでき、各部には、使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと。 (3) さくのロック機構又は開放システムは、乳幼児によって、容易に操作できない構造であること。	1. (1) 目視、触感等により確認すること。 (2) 柱等に取付け、目視、操作等により確認すること。なお、柱等の取付けは、取扱説明書通りとし、幅を拡張するための部材が付属しているものは、部材を取付けた状態で行う。以下、柱等の取付けについては、同様とする。 (3) 柱等に取付けた状態で、操作等により確認すること。 なお、さくのロック機構又は開放システムについて、次の１つ以上を満たしているか、又はこれと同等以上であることを確認すること。 a : ロック装置の手動による解除に50N以上の力を要すること。 b : ２操作以上の連続した関連操作が必要であること。 c : ２つ以上の独立した機構を同時に操作することが必要であること。

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
	(4) 階段で使用できるものにあっては、木ねじ等で柱等に固定できる部材（以下「固定用カップ」という。）を有していること。 　ただし、さく本体を直接柱等に木ねじ等で取り付けるものにあってはこの限りではない。 　なお、固定用カップと調節ネジ部は、柱等に取り付けた時に、容易にずれないこと。	(4) 図１に示すような固定用カップについて、目視、操作等により確認すること。 　なお、固定用カップと調節ネジ部のずれは、4.耐衝撃試験で確認すること。 図１　固定用カップ例
	(5) 階段で使用できるもので、扉で開閉する構造のものにあっては、階段側に扉が開かない機構を有していること。	(5) 柱等に取付けた状態で、目視、操作等により確認すること。
	(6) さくの上端部から側面にかけて、ひも等が引っ掛からない形状であること。また、さん木が交差しているものは、首等が挟まらない形状であること。	(6) 直径 3.2mm のボールチェーン式のジグ、スケール等により確認すること。
2.寸法	2.　さくの寸法は、次のとおりとする。 (1) 乳幼児の手足の届く範囲に、5mm 以上 13mm 未満の傷害を与えるおそれのあるすき間がないこと。ただし、深さ 10mm 未満のすき間はこの限りではない。 　なお、すき間には、さくを取り付けたとき柱等との間に形成されるすき間及びさくの下端と床面とのすき間も含む。ただし、柱等に取付けるネジ等の調節部はすき間から除く。	2. 柱等に取付けロック等をした状態で、次のことを確認する。 (1) 栓ゲージ等により確認すること。
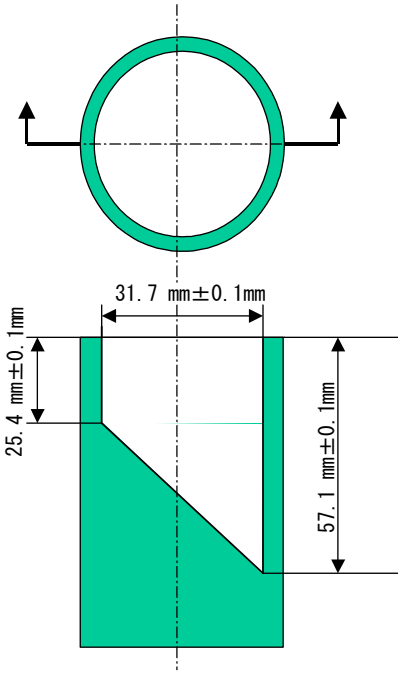
項　目	認　　定　　基　　準	基　準　確　認　方　法
	⑵ さん木等の間隔及びさくと柱等の間隔は、85mm 未満であること。	⑵スケール等により確認すること。
	⑶ さくの全幅にかけて、560mm の高低差の範囲に、足をかけてのぼることができる構造物がないこと。	⑶図２のように足をかけられる位置から上面までの高さを、スケール等により確認すること。 560mm以上 図２　足をかけられる位置からの寸法
	⑷ネット等を有するものにあっては、先端を丸めた直径 6mm の丸棒をネットの面に対して垂直方向に 20N の力で押しつけたとき、丸棒が通らないこと。	⑷ 直径 6mm の丸棒により確認すること。
3.強　度	3.　さくの強度は、次のとおりとする。 ⑴ さくの強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。	3. 柱等に取り付けロック等をした状態で、次のことを確認する。 ⑴図３のようにあて板（長さ約 200mm、幅約 100mm:以下、同様とする。）を用いて、さくの中央部の上部、中央部、下部のそれぞれにさくの面に対して垂直方向に 150N の力を 10 秒間加えて、目視等により確認すること。 あて板 150N 150N 150N 図３　さくの強度試験

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
	(2) さん木１本の強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。	(2) 最も細いさん木の中央部に、さくの面に対して垂直方向に 150N の力を 10 秒間加えて、目視等により確認すること。
	(3) さくの下方強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。	(3) 図４のように、あて板を用いてさくの上部中央付近に、垂直方向下向きに 250N の力を 10 秒間加えて、目視等により確認すること。 図４　さくの下方強度試験
4.耐衝撃	4.　さくの耐衝撃試験を行ったとき、破損、変形等の異状がなく、柱等から外れるようなずれを生じないこと。	4.柱等に取付けロック等をした状態で、図５及び図６のように、砂袋にバスケットボール※を取り付け（合計質量 10kg）長さ 850mm の振り子により、次の a,b,c の箇所に各々衝撃を繰り返し加えた後、目視及びスケールにより確認すること。 なお、階段で使用できないものにあっては、固定用カップ等を付けない状態で確認し、階段で使用できるものにあっては、固定用カップを付けた状態及び付けない状態で確認すること。 a: 80mm の高さから５回衝撃を加える。 b:120mm の高さから５回衝撃を加える。 c:150mm の高さから３回衝撃を加える。 ※　バスケットボールは国際競技用７号ボールで 72.5±2.5kPa の空気圧で円周 750～780mm に膨らませたものとする。

項　目	認　　定　　基　　準	基　準　確　認　方　法
		図５　さくの衝撃箇所 図６　砂袋にバスケットボールを取付けた衝撃試験 （落下高さ 80㎜ の試験例）
5.耐久性	5.　さくの耐久性は、次のとおりとする。 (1) さくのロック機構又は開放システムは、ロック機構等の耐久性試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がなく、機能を維持していること。 (2) さくの耐久性試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。	5. (1) 柱等に取付けた状態で、開閉操作の繰り返しを 300 回行い、確認すること。 (2) 柱等に取付けロックした状態で、さくの中央部にあて板を用いて、さくの面に対して垂直方向に 50N の力を毎分 60 回を超えない速さで 10,000 回繰返し加えたときに、目視により確認すること。

項　目	認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
6.材料	6.さくの材料は、次のとおりとする。 (1)木材を使用しているものにあっては、木材の含水率は15%以下であること。 (2)耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。 (3)合成樹脂製品及び合成樹脂塗料を使用した部品は、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。 (4)布等の繊維製品を使用したものは、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。	6. (1)電気的測定方法等により確認すること。 (2)防せい処理が適切であることを目視、触感等により確認すること。 (3)食品衛生法に基づく昭和34年厚生省告示第370号第4おもちゃの項に規定する基準に適合していること。ただし、柱等の取付部は除く。なお、確認は試験成績書による。 (4)有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和49年厚生省令第34号第1条別表第1ホルムアルデヒドの項に規定する基準に適合していることを確認すること。なお、確認は試験成績書による。
7.付属品	7.　さくの付属品は、次のとおりとする。 (1)付属品があるものは、使用上の安全性を損なわないこと。 (2)付属品の小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさではないこと。	7. (1)傷害を与えるような先鋭部、ばり等の有無とその材質、機能等について、それぞれ、目視、触感、操作等により確認すること。 (2)トルク試験及び引張試験によって外れないことを確認し、外れた場合には、図7に示すシリンダに抵抗なく入り込まないことを確認すること。 　トルク試験は、小部品を180°回転させるか、又は0.34N·mのトルクで回転させる。いずれの試験も回転力を10秒間加

項　目	認　　定　　基　　準	基　準　確　認　方　法
		え、その後、反対方向にも同様に回転させる。 　引張試験は、トルク試験後に行い、クランプなどでつかみ、90N の力を 10 秒間加える。 31.7 mm±0.1mm 25.4 mm±0.1mm 57.1 mm±0.1mm 図７　小部品の誤飲性確認シリンダ

４． 表示及び取扱説明書

さくの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 (1) 申請事業者名又はその略号 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号 (3) 取付けの最大及び最小幅 (4) 使用年齢は24か月までである旨。保護者の監督下で使用する旨。 (5) 階段に取り付けられない旨。（階段で使用できるものは除く。） (6) さくの開閉に際して、手指をはさむ恐れがあるので十分に注意する旨。	1. 表示の消えにくさ、剥がれにくさ及び必要な項目の有無を目視、触感等で確認すること。なお、(4)、(5)及び(6)の表示項目は、4.9㎜（縦寸法）以上の安全警告標識⚠等を併記し、目立つ色彩を用いるなどしてより認知しやすいことを確認すること。また、(3)、(4)及び(5)は、製品を収納するカートンボックス等にも明示すること。

項　目	認　定　基　準	基 準 確 認 方 法
2.取扱説明書	2.　製品には次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。なお、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に記載し、(4)は安全警告標識⚠等を併記してより認知しやすいものとすること。 (1) 取扱説明書は必ず読み、読んだ後は保管すること。 (2) 取付け方法及び注意。組立式のものは、組立方法及び注意。 (3) 取付け上の注意。 (a)取付け幅は○cm から○cm とする旨。また、柱等の取付けすき間は○mm 以下になるよう取付ける旨。 (b)必ず正しい取付け方法によって取り付ける旨。丈夫な柱等に取り付ける旨。 (c)窓の開口部に取付けない旨。 (d)ストーブ等の近く又は雨ざらしになるようなところには取り付けない旨。 (e)階段に取り付けるときには、木ネジ等で固定する旨。また、階段の最上段に取り付ける旨。 （階段で使用できるものに限る。） (4) 使用上の注意 (a)出生後 24 か月以内の乳幼児に使用する旨。24 か月以内でもさくを乗り越える場合には使用を中止する旨。 (b)ロック機構は完全に掛けて使用する旨。	2.　専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。 (3) (a)柱等の取付けすき間の寸法は「85mm 未満」の数値であることを確認すること。

項 目	認　定　基　準	基 準 確 認 方 法
	(c)定期的に取付けに緩みやずれがないかを確認する旨。また、壊れた状態で使用しない旨。 (d)保護者は、さくを取り付けても乳幼児の動作状況を十分注意する旨。 (e)さくの開閉に際して、手指等をはさむ恐れがあるので十分に注意する旨。 (f)さくを乗り越えて危険なため、さくの付近には台になるようなものを置かない旨。 (g)24 か月を超える幼児と一緒に使用しない旨。 (5) ＳＧマーク制度は、さくの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。 (6) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及び住所並びに電話番号。	